

営利等料金の原則について

1 現状（営利等料金について）

- 現行の基本方針では、**営利団体が利用する際の使用料に関する規定は存在していない。**
- 営利行為の使用可否については、公共施設という性質から、幅広く認めているというわけではないが、施設の利用目的や性質を踏まえ、条例や規則、その他内規等で個別に判断している。（条例＝議会での議決によって制定、規則＝市長が制定）
- 営利行為を禁止している施設であっても、営利行為に該当すると思われる使用を行っている団体も散見される状況にある。（講座や教室などで参加者から受講料を徴収しているなど）

※ 参考（多摩市条例・規則から一部抜粋）

＜多摩市立市民活動・交流センター条例 ▶ 条例で禁止している例＞ （利用の不承認）

- 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を承認しない。
- （1）公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
 - （2）特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために利用するとき。
 - （3）特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために利用するとき。
 - （4）**専ら営利を目的とする事業を行い、又は営利事業を援助するために利用するとき。**
 - （5）施設等又はこれに附属する器具（以下「附属器具」という。）を損傷するおそれがあるとき。
 - （6）管理上支障があるとき。
 - （7）前各号に掲げるもののほか、指定管理者が施設等の利用を不相当と認めるとき。

＜多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例施行規則 ▶ 条例で遵守事項を規定している例＞ （利用者の遵守事項）

- 第11条 利用者は、屋外スポーツ施設（敷地内を含む。）において次の事項を守らなければならない。
- （1）施設等の利用については、係員の指示に従うこと。
 - （2）火災及び盗難の防止に万全を期すること。
 - （3）ペット類、危険物その他危険のおそれのあるものを持ち込まないこと。
 - （4）**販売及び金品の募集等を行うときは、あらかじめ指定管理者の承認を得ること。**
 - （5）広告その他これに類するものを提示し、又は配布するときは、あらかじめ指定管理者の承認を得ること。
 - （6）前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。
- 2 指定管理者は、前項に規定する遵守事項に従わない者及び従わないおそれのある者の利用を拒み、又は退去を命ずることができる。

＜多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例施行規則 ▶ 規則で禁止している例＞ （使用の制限）

- 第6条 条例第8条第4号の規定による指定管理者がコミュニティルームの使用を不相当と認める範囲は、次に掲げるとおりとする。
- （1）**専ら営利を目的として事業を行うとき。**
 - （2）葬儀（通夜を含む。）を行うとき。
 - （3）政治団体が、自らの会員又は党員を募ることを目的とし、人を集めて政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動であると認めるとき。
 - （4）宗教団体が、自らの信者を募ることを目的とし、人を集めて布教を推進し、又は信者を教化するような儀式又は活動であると認めるとき。
 - （5）前各号に掲げるもののほか、コミュニティセンター等の運営上支障があるとき。

【考え方】

公共施設は、市民のための施設であり、営利のために利用する場合と市民の通常利用を同じ使用料とすることは適切でないとの考えから、原則として、すべての施設で営利等加算を設定することしたい。

【事務局案】 営利団体の取り扱い（営利等加算の原則）

- 営利・営業・宣伝を目的とした利用を認める場合には、原則として、すべての施設で営利等加算（市民利用時の200%となるように設定する。ただし、基本ルールによらない算定を認める施設は除く。）を設定するものとする。
- 市外利用者の場合と同様に、営利団体の利用により市民の利用に支障が生じる場合は、予約の開始時期など利用における取扱いにも市民と差を設けることができる。
- ※ 営利・営業・宣伝を目的とした利用の可否については、施設ごとに判断する。
- ※ 金銭の取引がその場で発生しなくとも、自社等の営業活動、勧誘活動、販売促進のための研修会、イベント、商談等や契約に繋げる目的（説明会、研修会、会員勧誘活動）で使用するなど、間接的な営利・利益につなげる目的を含めた使用の場合を含む。
- ※ 非営利団体や個人の場合も、物品の広告・宣伝・販売・勧誘やその他これらに類する場合は、営利目的使用とみなし、営利加算の対象となる。
- ※ 前述の市外利用者にも該当する場合は、市外料金として算出された金額に対し、さらに営利等加算を行い、最終的な使用料を決定する。
（例：使用料500円の施設で、市外料金と営利等加算の適用を受ける場合は、
 $500円 \times \text{市外料金（200\%）} \times \text{営利等加算（市外料金として算出された金額の200\%）} = 2,000円$ ）

3 検討の視点（総論）

	項目	検討の視点	事務局の考え・想定など
総論	営利等加算の導入に対する考え方	営利等加算をどのような整理・考え方で導入するか。	＜前提条件①＞ ■ <u>営利目的の施設利用は、「施設の有効活用」の視点から、施設本来の用途や設置目的を妨げない限度において利用を認めるものであり、専ら歳入の拡大を追求するために認めるものではない。</u> <u>（利用枠に空きがあるのであれば、営利利用であっても有効に活用すべきという考え方）</u> ⇒ 公共施設は、市民のための施設であり、営利利用は市民の利用が十分に確保できていることが前提であり、利用時間帯や予約の開始時期など、利用における取扱いにも市民と差を設けることができることとする。
	営利等加算導入の是非	事務局案のとおり営利等加算の原則を、本基本方針に記載すべきか。	＜前提条件②＞ ■ <u>使用料は、施設ごとの性質に応じた公費負担率を踏まえて算出しており、営利のために利用する場合と、市民の通常利用を同じ使用料とすることは適切でないとの考えから、営利利用を認める場合には、原則としてすべての施設で営利等加算を設定する。</u> ＜前提条件③＞ ■ <u>営利利用を認めるかどうかの判断については、各施設の特性や利用状況等を踏まえて、施設ごとに個別判断する。</u>

3 検討の視点（各論）

	項目	検討の視点	事務局の考え・想定など							
各論	判断基準	使用者の性質で判断すべきか、実施する行為の内容で判断すべきか。	■ 使用者の性質ではなく、施設の使用が直接的な経済的利益を生じさせる行為の有無により、営利行為の有無を判断する。 ※ 金銭の取引がその場で発生しなくとも、自社等の営業活動、勧誘活動、販売促進のための研修会、イベント、商談等や契約に繋げる目的（説明会、研修会、会員勧誘活動）で使用するなど、間接的な営利・利益につなげる目的を含めた使用の場合は、営利行為に該当する。 ※ 非営利団体や個人の場合も、物品の広告・宣伝・販売・勧誘やその他これらに類する場合は、営利目的使用とみなし、営利加算の対象とする。また、利用者が経済的な利益を得ないことが事前に確認できる場合（実費相当分のセミナー参加料など）は、非営利行為とする。							
	料金	営利等加算の料金水準	■ 事務局案では、「市民利用時の200%（2倍）となるように設定」する。ただし、基本ルールによらない算定を認める施設は除く」と記載しているが、200%（2倍）と設定した考え方は以下のとおり。 （他自治体の状況） ・使用料に営利料金を設定している自治体は複数存在しているが、料金水準は自治体によって異なる。 <table><tr><td>北海道札幌市</td><td>通常の使用料の2倍（入場料等の実額が4,001円以上の場合は、3倍）</td></tr><tr><td>宮城県登米市</td><td>通常の使用料の10倍（市外の個人・団体の場合は、15倍）</td></tr><tr><td>神奈川県座間市</td><td>通常の使用料の2.5倍</td></tr><tr><td>愛知県犬山市</td><td>割増については、現在の利用状況や稼働率などを考慮した上で慎重に検討する ※導入施設（市民交流センター）では、3倍の使用料を設定していることを確認</td></tr></table> （設定の考え方） ・前提条件①のとおり、営利利用を認めるのは、利用枠に空きがあるのであれば営利目的であっても有効に活用すべきという施設の有効活用の視点からであり、歳入を得ることを主目的としていないことから、必要以上の料金加算は想定していない。 ・一方で、行政と民間の役割分担も踏まえ、民業圧迫の視点からも必要以上に安価な料金をすべきではないと考えることから、基本方針で定める改定上限率（100%増まで）を、現時点において許容し得る最大の加算基準として参照することし、営利加算においても、市民利用比で200%（2倍）となるように設定した。	北海道札幌市	通常の使用料の2倍（入場料等の実額が4,001円以上の場合は、3倍）	宮城県登米市	通常の使用料の10倍（市外の個人・団体の場合は、15倍）	神奈川県座間市	通常の使用料の2.5倍	愛知県犬山市
北海道札幌市	通常の使用料の2倍（入場料等の実額が4,001円以上の場合は、3倍）									
宮城県登米市	通常の使用料の10倍（市外の個人・団体の場合は、15倍）									
神奈川県座間市	通常の使用料の2.5倍									
愛知県犬山市	割増については、現在の利用状況や稼働率などを考慮した上で慎重に検討する ※導入施設（市民交流センター）では、3倍の使用料を設定していることを確認									